

第5回 (令和5年3月)

宮津市教育委員会

定例会議事録

令和5年3月28日開会

第5回（令和5年3月）宮津市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年3月28日（火）午前9時00分～

場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ応接会議室

出席者 山本雅弘 伊藤正 田崎浩二 尾崎里花子 藤井陽子

事務局 大井教育次長 永濱学校教育課長 吉田社会教育課長 東文化財保護担当課長
大槻総括指導主事 森本学校教育課参事 細見指導主事 公庄学校教育係長

（傍聴者なし）

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の指名

4 会期の決定

5 教育長報告

6 議 事

議第7号 令和5年度宮津市の教育の重点について

議第8号 宮津市学校施設長寿命化計画及び学校施設整備年次計画の策定について

議第9号 宮津市学校給食徴収条例の一部改正について

議第10号 宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

議第11号 宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

議第12号 宮津市育英資金の貸付並びに運用規則の廃止について

議第13号 宮津市個人情報保護条例施行規則の廃止について

議第14号 宮津市教育委員会事務局及び教育機関職員の任免について

議第15号 宮津市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

7 報 告

報告第1号 専決処分の報告について

8 その他

(1) 4月の主な日程（教育委員会関係分）について

9 閉 会

－開会： 9:00－

山本教育長

只今から、令和5年第5回宮津市教育委員会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

それでは、次第に沿って会議を進行します。

■次第2「前回会議録の承認」

各委員よろしければ、藤井委員と尾崎委員にお世話になります。

■次第3「会議録署名委員の指名」

会議規則第18条第2項の規定により、教育長において尾崎委員と田崎委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

■次第4「会期の決定」

本日の定例会の会期は、1日としたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたします。

山本教育長

■次第5「教育長報告」

【報告事項】

- 1 市立幼稚園、小中学校の状況について
 - 先日は卒業式への出席ありがとうございました。
 - マスクの着用について4月以降は学校でも取扱いが変わり、原則は個人の判断となります。また新型コロナは5/8から5類に移行されます。
 - 中学生の進路状況ですが、宮津中は卒業生86人のうち、進学が85人、就職が1人です。進学は公立高校が63人、私立高校が22人となっています。栗田中は卒業生17人で、全員が進学となります。公立高校が10人、私立が6人、高専が1人です。橋立中学校の宮津市生徒は卒業生28人で全員が進学し、公立高校が17人、私立高校が11人です。小学校では3人が私立中学校等に進学すると聞いています。
- 2 令和5年度に向けて
 - 令和5年度は、新たに「コミュニケーション教育」「選択英語」に取り組めます。これまでの取組で小中一貫教育の基盤は出来上がっていると思ひます。新年度からは、学びの深化プロジェクト担当参事を配置し、さらに取組を推進していきます。
 - これからは「学びの時代」です。これまでの小中一貫教育、コミュニティ・スクールに加えて、コミュニケーション教育などを取り入れ、宮津の新たな学びを具現化していきたいと思ひます。
- 3 その他
 - 丹後地区教育委員会連合会総会 5/12
 - 京都府市町村教育委員会連合会総会 5/31

伊藤教育長職務代理

養老小学校の卒業式に参列しました。来賓は民生委員など5名、卒業生は6名でした。在校生10名はマスクをつけて参加していました。6名だったので式もゆっくりと進みました。来年も卒業生が6名とのことでした。

田崎委員

宮津小学校の卒業式に参列しました。来賓は、市長、PTA会長、地域学校運営協議会の会長さんなどが来られていました。卒業生は83名で、マスクの着用は子ども達の判断に任せているという事でした。女子児童は9割が着物姿でした。男子はスーツが7割くらいでした。
3/24は栗田幼稚園の卒園式に参列しました。3名の卒園児でしたが、みんな元気いっぱいに参加していました。

尾崎委員

栗田中学校の卒業式に参列しました。17名の卒業生でした。入学の時は小さかったのに、身体も大きくなって立派になったと感じました。卒業式で校歌が歌えて良かったと思いました。
府中小学校は12名の卒業でした。全員が橋立中学校の制服で統一されていて良かったと思います。着物を着られる家庭ばかりではないと思いますし、他の学校にも広がると良いと思いました。これまでコロナで合唱ができなかったので、校歌を大きな声で歌い慣れていない子どももいると校長先生が話されていました。

藤井委員

吉津小学校の卒業式に参列しました。7名の卒業生でした。全員で笛で蛍の光を演奏したり、やはり人数があると良いと感じました。また、地域との結びつきを強く感じました。来賓も保護者も気合を入れて参加されていました。
宮津幼稚園の卒園式は5名の卒園でした。外国人の児童もいて多様性を感じました。人数が少なくなり、集団体験が課題だと園長先生が言われていましたが、人にもまれていない優しい雰囲気の子どもの多いと感じました。

山本教育長

3/1に宮津高校伊根分校の閉校式と卒業式に参列しました。粛々と式が執り行われ、宮津高校の校歌を聞くのも最後となりました。午後からは宮津天橋高校の卒業式が加悦学舎で行われました。宮津学舎の生徒はバスで加悦学舎まで移動して出席していましたが、最後のHRを違う学舎で行うこととなるなど、学舎制の難しさを感じました。
宮津中学校の卒業式では86名の卒業でした。歌もしっかりと歌い、コロナで出来なかった分、時間をかけてじっくりと式が執り行われました。
栗田小学校は12名の卒業生でした。人数は少ないですが、歌声が大きくて良い声でした。保護者も大勢参列されていました。

田崎委員

3/16に宮津中学校のコミュニケーション授業を参観しました。3時間目から参観したのですが、筋書きは同じでも各班で工夫して違う発表をしていて、生徒たちが楽しそうに取り組んでいました。これからの授業も楽しみです。

尾崎委員

発表では生徒たちが生き生きとしており、演劇が授業につながるとはどういうことなのか、オリザ先生が最後のまとめで話されていてよく分かりました。

藤井委員

オリザ先生の人柄の魅力と言いますか、壁がなく、どんな子どももすっと入っていけるような接し方が素晴らしいと思いました。そういう方に来ていただいて授業をしていただけるとい事が大変ありがたいと思います。

伊藤教育長職務代理

子ども達も楽しそうに活動していました。演じる時に恥ずかしさが抜けない生徒もいましたが、今後が楽しみな授業だと思いました。

永濱学校教育課長

最初から通して参観しましたが、2時間目と4時間目では子ども達の表情が違っていました。今後が楽しみです。

田崎委員

6人の班のなかで自然に役割を決めて活動ができていて、こういうことがコミュニケーション力なのかと実感しました。

山本教育長

■ 6 議事

それでは、議事に移ります。

議第7号「令和5年度宮津市の教育の重点について」事務局から説明をお願いします。

永濱学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第16条第1項第1号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

重点の策定については、令和3年3月に策定した『宮津市教育大綱・教育振興基本計画』をもとに、令和4年度に引き続き、「変化していく社会で、ともに学び合い、挑戦し、ふるさと宮津への愛着と誇りを持って、明日の宮津を創造していく人」を目指す人間像として、①社会教育・人権教育、②学校教育、③文化・スポーツ、④文化財保存・活用の4つの視点で取り組みを進めることとしています。

主に、令和4年度から更新した点について説明いたします。

◆社会教育・人権教育の振興に係る重点、目標1の「生涯にわたる多様な学習機会の拡充」においては、

⑤旧上宮津小学校の改修に向けて実施設計、また、養老地区公民館に放射線防護施設整備の調査、設計としていましたが、令和5年度は、いずれも改修工事を実施し年度内に完了の予定としています。

⑥新規事業です。公民館活動として、日置小学校区において、保護者や地域の方々の参画を得て、「放課後見守り活動」を実施するものです。

◆目標2の「人権教育・啓発の推進」においては、

③新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴い、「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」という文言を削除し、「インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題等についての理解と認識を深めるため、」としました。

◆学校教育の振興に係る重点では、案には、記載できていませんが、「4小連携の目的に」について、はじめに、「橋立中学校との連携のもと、」を加えたいと考えます。

◆目標 5 の「質の高い学力・たくましい身体の育成と教育環境の充実」では、

②「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、児童生徒が自ら考え、互いに意見交流できる事業に加え、「課題解決型の学習」を明記しました。

③算数学び定着サポーターは、「兼 I C T 支援員」を削除しました。タブレット端末を普段使いする中で、サポーターの業務内容は変更ありませんが、名称を変更しました。

⑤文末に、「また、未来を拓く学校づくり推進事業の成果を生かして学力向上を進める」としていましたが、令和 3 年度で終了した「未来を拓く学校づくり推進事業」の成果を削除しました。

⑦「聞く」「話す」に重点をおいた「選択英語」の取り組みを明記しました。

⑨「情報モラル教育の推進を図る」としていたところを「情報モラル教育を推進する」とし、文末に「I C T の効果的な活動を進める」と加えました。

◆目標 6 の「夢・志・豊かな感性を持った人づくり」においては、

③新規事業です。コミュニケーション教育の推進を明記しました。

⑤ 2 行目の「生徒指導の充実に努める」だったところを、令和 4 年 12 月に改訂された「生徒指導提要」を踏まえ生徒指導の一層の充実に努める」としました。

⑥組織的な教育相談体制に「実効的」を加えました。

⑦令和 4 年度から配置された「不登校支援拠点整備事業の活用」を明記しました。

◆目標 7 の「地域と一体となった学校づくり」においては、

③「学校と地域の効果的な連携・協働を目指し」としていましたが、連携・協働が図られてきた中で、「効果的に連携・協働し、地域学校協働活動を推進する」としました。

◆次に、文化・スポーツの振興に係る重点、目標 8 の「文化芸術活動の促進」において、

③これまでから、「市民が音楽会等の文化芸術にふれる機会の創出」をうたっていましたが、新しく「文化庁の京都移転を契機として」「子どもから大人まで、誰もが文化を身近に感じ関心がもてるよう」としました。

◆目標 9 の「スポーツに親しむ機会の充実」においては、

①「第 3 期宮津市スポーツ推進計画のもと」取り組む事業として位置付け、

②「京都サンガ F.C. no ホームタウン活動を通して」「指導技術等を受ける機会を創出する」としました。

③団体等の積極的支援に加え、「性的ハラスメントや体罰・暴力の根絶、団体のガバナンス強化などスポーツを実施する者の心身の安全・安心を確保し、組織強化を図る」こととしました。

⑥「中学校部活動の地域移行に向けた取り組み」について明記しました。

◆文化財保存・活用の振興に係る重点、目標 10 の「歴史文化資源の調査・価値づけ・保存」において、

①「宮津市文化財保存活用地域計画」について、令和 5 年度中の文化庁認定のための申請を行うことを明記しました。

②宮津地区の追加選定に向けて、保存管理計画の策定作業を行うことを追加しました。

③調査機関を平成 28 年度から令和 5 年度を令和 8 年度までに延長しました。

◆最後に、目標 11 の「歴史文化を学び親しむ機会の創出」において、

②ふるさとみやづ学の「構築のため」を「推進のため」に変更。

③「環境保全の視点を意識し」を挿入しました。

令和 5 年度にこれらの事業にしっかり取り組むことで、「宮津の新しい教育の創造」を進めます。以上、議第 7 号「令和 5 年度宮津市の教育の重点」に係る説明とします。可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本教育長

ただ今の説明に関して、ご質問等ありましたらお願いします。

ないようですので、議第 7 号「令和 5 年度宮津市の教育の重点について」は承認することとして異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 7 号「令和 5 年度宮津市の教育の重点について」は可決いただきました。

次に、議第 8 号「宮津市学校施設長寿命化計画及び学校施設整備年次計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

永濱学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものです。

はじめに、学校施設長寿命化計画について資料「宮津市学校施設長寿命化計画（概要版）」をご覧ください。

◆第 1 章「計画の背景、目的」でございます。

学校施設は、児童・生徒及び園児の学習の場、生活の場であるとともに、地域の交流の場、さらには災害時における地域の避難拠点としての役割も担っています。が、学校施設の約 70%は 1960 年代から 1990 年代はじめの児童数が多かった時期に建設され、築 30 年以上を経過し老朽化が進みつつあります。また、児童数の減少もあることから、今後の学校施設の維持管理・更新等については、長寿命化の観点から、中長期的な財政負担の低減及び平準化を図り、計画的に進めるために策定したものでございます。

計画の期間は令和 5 年度から令和 14 年度の 10 年間、対象施設は現在 開設している全ての幼稚園、小・中学校の 10 施設です。

◆第 2 章では、「学校施設の目指すべき姿」を定めています。

子どもたちがいきいきと学び、安全安心に学校生活を送れる環境を

整えるため、学校トイレの洋式化や校舎等の長寿命化を進めるとともに、ICT 環境の整備や個別最適な学びの場の実現に向けた教育環境の充実が図られる施設づくり、これを目指すべき姿として整備を行うこととしております。

◆第3章では、「学校施設の実態」について記載しております。

児童等の推移ですが、今後は、極めて小規模な学校（園）については、統廃合の検討を行うことが必要と考えております。

また、築年別整備状況ですが、築年数が30年を超える施設が多いため、老朽化の進行により、改修や更新が必要な施設が集中的に生じる恐れがあります。

こうした実態を踏まえ、次の4点を課題としております。

1点目は「児童等の数」の減少で、今後も児童等の数の減少が見込まれる中、統廃合等の検討を行っていく必要があること、2点目は「施設の老朽化」について改修等が集中する恐れがあること、3点目は「維持・更新コスト」、各施設の生涯コストの最適化、施設維持費の削減、財源の確保、4点目は「施設の機能整備」で、長寿命化に合わせ教育環境・生活環境の機能充実を図っていくこと。

こうした計画の目的、学校施設を目指すべき姿、学校施設の実態・課題を踏まえ、第4章で「学校施設整備の基本的な方針」、第5章で「施設の整備水準」を定めております。

◆第4章 「学校施設整備の基本的な方針等」

学校施設の規模・配置計画の方針ですが、今後も児童等の数の減少が予想されることから、新たな未来予想に基づく学校施設の適正規模・配置についての議論を、保護者や地域の皆さんと深めていく必要があります。

長寿命化対策の方針については、「宮津市公共施設個別施設計画」の保全方針に基づき、長寿命化の対象となる施設を選定し、あらかじめ周期を決めて改修を行う「時間計画保全」の目標使用年数を80年に設定し、行います。

改修等の基本的な方針は、損傷が軽微な早期段階から予防的な修繕を実施する「予防保全」を行い、点検を行いながら、長寿命化の対象としない施設や、施設の各部位の修繕・更新についても、「時間計画保全」を実施することとしております。

◆第5章 「基本的な方針等を踏まえた施設の整備水準」

改修等における整備の水準ですが、第2章で定めた学校施設を目指すべき姿、この実現を目指し、計画的な改修等を推進します。

◆第6章 「長寿命化の実施計画」

改修等の優先順位付けですが、施設ごとの劣化度や効率性を基本に改修の優先順位を検討することとしておりますが、場合により将来の施設配置（著しい劣化の進行や児童等の数の著しい増減）など、更に条件を分け追加検討を行った上で、改修の優先順位を検討し、費用の算出と財源の確保を条件として計画的な整備を実施することとしています。

長寿命化実施計画、短期的な整備（R5～R9）の内容ですが、「幼稚園」については今後10年間で大規模改修等を予定していない

ことから、社会情勢等を考慮した上で必要に応じた対策を行うことと
しています。「小・中学校」については、体育館天井等の非構造部材の
耐震化、トイレの洋式化、特別教室への空調機器の設置、バリアフリ
ー化など、機能向上や社会情勢の変化に基づいた改修を行うこととし
ております。

◆最後に、第7章で長寿命化計画の継続的運用方針を定めています。
計画については、5年程度ごとに見直すことを基本していますが、
財政収支や社会情勢の大きな変化、見直しが生じた場合にも、必要に
応じて適宜見直しを行うこととします。

◆次に、「第2期学校施設整備年次計画」についてご説明いたします。
資料はA3の「第2期学校施設整備年次計画～学校教育環境の整備・
充実に向けて～」をご覧ください。

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、整
備方針としましては、今後、社会状況の変化等により見直しの必要性
が生じた場合には、その都度見直しを行うこととし、また、各年度の
予算編成等において、当該年度に実施する整備内容・箇所を決定する
こととしております。

また、令和10年度以降の整備についても記載しておりますが、10
年度以降の整備につきましては、次期の年次計画策定において見直
しを行い策定いたします。

整備の優先順位でございますが、トイレの洋式化を優先し、ついで
非構造部材の耐震化、特別教室へのエアコン設置の順位を基本に整備
を行うこととしております。

◆現状及び整備方針等現状、整備方針等についてでございます。

整備内容ごとに、現状、整備方針、年次計画の目標を記載してあり
ます。「長寿命化対策」につきましては、75棟の施設のうち、築年数
が30年以上のものが50棟、20年以上の施設は56棟であり、ほ
とんどの施設が中規模改修以上の整備が必要な状況となっております。
こうした中で、整備方針ですが、利用頻度が高く（児童等の数が多い）
老朽化が進んでいる施設を優先し整備することとし、令和6年度以
降、校舎の外壁、屋根、内装等の整備を行うこととしています。

「耐震化」については、構造体の耐震化は完了していますが、体育
館の吊天井や照明・窓等建具、高架水槽などの、非構造部材の耐震化
が必要な箇所が18箇所あります。全て耐震化することとし、令和
9年度以降、整備を行うこととしています。

「トイレ洋式化」は、幼稚園と宮津小学校は洋式化が完了していま
すが、小・中学校のトイレ151基が未整備となっております。全て洋
式化するとともに、床面のバリアフリー化、衛生面の向上を図るため
乾式化することとしています。第2期の計画期間中に全ての児童・生
徒用トイレを洋式化することとしています。

「エアコン設置」については、普通教室は整備が完了していますが、
特別教室は50%の整備状況となっております。全ての教室にエアコン
を設置することとし、令和9年度以降に、整備を行うこととしていま
す。

◆資料の2枚目をご覧ください。第2期学校施設整備年次計画でござ
います。

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の整備計画でございます。令和 10 年度以降の整備についても記載しております。必要な整備が 5 年間で完了しないことから、令和 10 年度以降に行う整備として記載しています。また、いずれの整備も多額の事業費を見込むなか、市全体の予算の制約・起債のキャップ制限などがあることから、年度毎に箇所付けは行わず、各年度の整備は、各年度の予算編成等において、当該年度に実施する整備内容・箇所を決定することとしております。

「長寿命化対策」ですが、令和 6 年度から令和 9 年度の間に府中小学校を整備することとしています。中学校につきましては、令和 9 年度以降の整備としています。各施設の劣化の状況などを考慮し整備を進めていきたいと考えております。

「非構造部材耐震化」につきましては、令和 9 年度以降に、表に記載しています整備を順次、実施していきます。

「トイレの洋式化」につきましては、令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間で、児童・生徒用トイレの洋式化を行うこととしております。

「エアコン設置」につきましては、令和 9 年度以降に、記載しています小・中学校の整備を進めていくこととしております。

以上、議第 8 号に係る「宮津市学校施設長寿命化計画」及び「学校施設整備年次計画」についての説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本教育長

ただ今の説明に関して、ご質問等ありましたらお願いします。

伊藤教育長職務代理

校舎で築 40～60 年のものがあるのでしょうか。長寿命化で耐用年数 80 年は長いと思いますが。

大井教育次長

本来の耐用年数は 60 年ですが、それを定期的にメンテナンスし 80 年まで使用しようというのが長寿命化計画です。築年数が 40 年を超える校舎はたくさん出てきています。それぞれの状況をみながらメンテナンスを行っていきます。

永濱学校教育課長

計画書の 18-19 ページに各学校校舎の築年数等の一覧をつけています。

大井教育次長

今後の児童生徒数や統廃合などの状況によって計画の見直しを行っていきたいと考えております。

山本教育長

財源に限りがあるので優先順位をつけながら整備を進めていきたいと思えます。

それでは、議第 8 号「宮津市学校施設長寿命化計画及び学校施設整備年次計画の策定について」は承認することとしてご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 8 号「宮津市学校施設長寿命化計画及び学校施設整備年次計画の策定について」は可決いただきました。

次に、議第 9 号「宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について」、

議第 10 号「宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について」は相互に関連しますので事務局から一括して説明をお願いします。

永濱学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものです。

3 月市議会におきまして、議第 38 号「宮津市学校給食費徴収条例の一部改正」について提案をしておりましたが、本会議及び予算委員会の審議における様々なご意見を受け、熟慮の末、児童、生徒、園児分に係る令和 5 年度の学校給食費増額分については、据え置くこととする改正条例案を再提出させていただくため、議第 38 号を撤回し、議第 42 号「宮津市学校給食費徴収条例の一部改正」について改めて提案するものです。

議第 42 号 宮津市学校給食費徴収条例の一部改正につきまして、議案参考資料をご覧ください。

近年の物価高騰により給食食材費が高騰する中、必要な栄養価や量などの質を保った給食を提供するため、児童・生徒・園児の保護者及び教職員等から徴収する学校給食費の額を改正するものでございます。改正額は年額で、前回提案と変わらず、小学校は 48,000 円を 51,600 円に、中学校は 51,600 円を 55,200 円に、幼稚園は 33,600 円を 36,000 円に、教職員等については 51,600 円を 58,800 円としています。なお、令和 5 年度においては、保護者負担が増加しないよう増額分全額を市が支援することとし、令和 5 年度の小中学校、幼稚園の保護者の学校給食費の額は据え置くこととしております。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

あわせて、議第 10 号「宮津市学校給食徴収条例施行規則の一部改正」につきましては、条例では年額で示した学校給食費を、第 5 条に 1 食あたりの金額、第 7 条に月額で示したものになります。

以上、誠に簡単ではございますが、議第 9 号及び議第 10 号に係る説明とします。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本教育長

議会で様々のご意見をいただき、令和 5 年度は保護者の負担が増額とならないように支援を行うこととし、再提案するものでございます。質問等ありましたらお願いします。

伊藤教育長職務代理

令和 6 年度以降の給食費については、この改正案の金額となるのですか。舞鶴市が給食費無償化を検討されていると聞きますが。

田崎委員

物価が下がれば、給食費も下がるのか、という意見もあります。

山本教育長

物価高騰に伴う値上げについて理解はしていただいていると思いますが、なぜこの時期に値上げするのか、という意見が多くありました。令和 5 年度については、保護者負担の増額はありません。

それでは、議第 9 号「宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について」、議第 10 号「宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について」は承認することとしてご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 9 号「宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について」、議第

10号「宮津市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について」は可決いただきました。

次に、議第11号「宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

永濱学校教育課長

「宮津市職員の定年等に関する条例等の一部改正」により、令和5年4月1日から定年年齢の引き上げ等が行われることに伴い、学校教職員の勤務時間等に関する規則について、改正を行うものです。

第2条で勤務時間の割り振り等の変更、第4条で「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用時間勤務職員」に変更しています。

以上、誠に簡単ではございますが、議第11号に係る説明とします。可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

山本教育長

ご意見がないようでしたら、議第11号「宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は承認することとしてご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第11号「宮津市立小学校及び中学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は可決いただきました。

議第12号「宮津市育英資金の貸付並びに運用規則の廃止について」事務局から説明をお願いします。

永濱学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第16条第1項第2号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものです。

2月定例会において、議第1号宮津市育英資金貸付基金条例の廃止を可決いただきました。条例の廃止に伴い、基金の管理並びに運用規則についても廃止するものです。

なお、規則の廃止後も償還事務を継続します。(返還中の40件、17,109,300円)

以上、誠に簡単ではございますが、議第12号に係る説明とします。可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

山本教育長

ご質問等がないようでしたら、議第12号「宮津市育成資金の貸付並びに運用規則の廃止について」は承認することとしてご異議ありませんでしょうか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第12号「宮津市育成資金の貸付並びに運用規則の廃止について」は可決いただきました。

議第13号「宮津市個人情報保護条例施行規則の廃止について」、事務局から説明をお願いします。

永濱学校教育課長

国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等それぞれが別々の法律、条令によって運用されてきた個人情報の取扱いを、「個人情報の保護に関する法律」による一元化されることにより、「宮津市個人情報保

護条例」を廃止します。それに伴い、「宮津市個人情報保護条例施行規則」についても廃止するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議第 13 号に係る説明とします。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本教育長

ご質問等がないようでしたら、議第 13 号「宮津市個人情報保護条例施行規則の廃止について」は承認することとしてご異議ありませんでしょうか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 13 号「宮津市個人情報保護条例施行規則の廃止について」は可決いただきました。

議第 14 号「宮津市教育委員会事務局及び教育機関職員の任免について」、事務局から説明をお願いします。

永濱学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものです。

学校教育課の梅林参事兼指導主事が転出し宮津小学校教頭へ、後任に、現在、吉津小学校教諭の井上裕介さんを任命します。

学校給食・施設係の安達係長が建設部土木管理課課長補佐兼建設総務係長に転出し、後任に、山本隆教さんを、学校教育係、西村主査が総務部総務課付け京都府へ出向し、後任には河原浩志主任（再任用）を任命します。

宮津幼稚園長は、任期を更新して、引き続き山形元子さん。

なお、栗田幼稚園長は、栗田小学校長の兼務とします。

日置小学校の給食調理員 吉田都さんは定年退職。日置小学校の給食調理員は、調理業務委託とします。

養老小学校の給食調理員 棚橋祐子さんについては、定年退職となりますが、再任用で現職を継続することとなっています。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本教育長

ただ今の説明に関して、ご質問がありましたらお願いします。

田崎委員

日置小学校の給食調理員は、ハーベスト様に委託することとなるのでしょうか。

山本教育長

ハーベスト様から人員を配置していただく予定としています。

それでは、議第 14 号「宮津市教育委員会事務局及び教育機関職員の任免について」は承認することとしてご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 14 号「宮津市教育委員会事務局及び教育機関職員の任免について」は可決いただきました。

議第 15 号「宮津市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

永濱学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、委員会の議決を求めるものです。

教育委員会の諮問に応じて、重大事態に係る事実関係の調査などを行う、宮津市いじめ防止対策推進委員会は、5 人以内の委員で組織し、委員の任期を 2 年としています。

令和 5 年 3 月 31 日をもって、現在の委員の任期が満了となることから、表記の 5 名を、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年の委嘱をしようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第 15 号に係る説明とします。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本教育長

ご質問等ないようでしたら、議第 15 号「宮津市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」は承認することとしてご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

議第 15 号「宮津市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」は可決いただきました。続きまして、報告に入りたいと思います。

■ 7 報告

報告第 1 号「専決処分の報告について」、専第 1 号「委員会及び学校その他の教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）で、臨時的任用及び会計年度任用職員の任免について」事務局より説明をお願いします。

永濱学校教育課長

教育委員会基本規則第 16 条第 2 項第 1 号の規定に基づいて行った専決処分について報告するもので、令和 5 年 4 月 1 日付けで任用する会計年度任用職員についてでございます。

まず、学校教育課所管につきまして、総括指導主事、指導主事、算数及び定着サポーターは、令和 4 年度に引き続き同じ体制での任用です。

宮津小学校には、用務員 1 名、特別支援教育支援員 5 名の任用です。

栗田小学校には、用務員 1 名、特別支援教育支援員 2 名の任用です。

府中小学校には、用務員 1 名、特別支援教育支援員 2 名の任用です。

日置小学校には、用務員 1 名の任用です。

養老小学校には、用務員 1 名の任用です。給食調理員 1 名については調整中です。

宮津中学校には、事務員 1 名、特別支援教育支援員 2 名、うち 1 名は部活動指導員も兼務の任用です。

栗田中学校には、特別支援教育支援員 1 名、部活動指導員 1 名の任用です。

宮津幼稚園には、担任をする教諭 1 名、特別支援教育講師 2 名、外国人児童支援員 1 名、事務員 1 名、用務員 1 名の任用です。

栗田幼稚園には、担任をする教諭 1 名、特別支援教育講師 1 名、事務員 1 名の任用です。

教育支援センター相談員は 5 名の任用です。

次に、社会教育課所管では、人権教育指導員 1 名、社会教育指導員 1 名、事務職員 2 名の任用です。

図書館については、司書1名、事務職員2名の任用です。
以上、報告とさせていただきます。

山本教育長 　　ただ今の説明に関して、質問等ありましたらお願いします。

田崎委員 　　支援員と講師では職務に違いがあるのですか。

永濱学校教育課長 　　職務に違いはありません。幼稚園で雇用する特別支援の先生について講師と表記しているものです。

伊藤教育長職務代理 　　この他に、府費でお世話になる先生もおられますか。

森本学校教育課参事 　　府費の特別支援加配についても、各小中学校に配置していただいています。

山本教育長 　　■ 8 その他

◆ 次回教育委員会日程

○ 定例会 4月20日(木) 午前9時～

他に何かありましたら、お願いします。

尾崎委員 　　3/24に高校生のふるさとみやづ学の発表会に参加しました。初めて参加しましたので、これまでの取組の流れなどの説明があると、分かりやすかったのではないかと思います。

吉田社会教育課長 　　今回、初めて一般の方にも参加の呼びかけをさせていただきましたので、説明が十分でなかった点があったと思います。次回以降、改善させていただきます。

伊藤教育長職務代理 　　教職員の働き方改革について、取組の成果はどうでしょうか。

森本学校教育課参事 　　教職員の働き方改革については、この間、コロナの影響で行事などの規模を縮小するなど、教職員にとっては時間的な余裕が増えたのではないかと思います。また、ICTの活用も含めて、リモートで対応できることも多くなりました。

これからは、徐々にコロナ前の対応に戻っていくと思いますが、行事の精選や、先生達が取り組みやすく、かつ、子ども達の力をつけられるものを絞り込むなど、行事の在り方についても検討することが出来ていると思います。

山本教育長 　　他になければ、第5回宮津市教育委員会定例会を閉会します。
ありがとうございました。